

# 福島原発事故における放射能汚染 の法的責任

鳥谷部 茂

- 一 はじめに
- 二 原子力損害賠償法における責任
- 三 責任の範囲
- 四 むすび

## 一 はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災における福島原発事故の責任について、原子力損害賠償法3条の免責規定が適用される余地があるとか、国民世論を配慮して政治的に責任を負うとの判断がなされたなどの意見も報じられた<sup>(1)</sup>。これに対して、政府は、福島原発事故は人災であり、放射能汚染に関する第1義的責任は東京電力にあるとの見解を提示した<sup>(2)</sup>。ところが、最近、東京電力は、「福島第一・二原発事故の主な損害項目における賠償基準」を公表した。また政府も、福島原発事故で飛び散った放射性物質を取り除く除染や廃棄物処理の基本方針案を公表した<sup>(3)</sup>。

筆者は、以前、コラム「放射能汚染（伊方原発・上関原発）」において、伊方原発・上関原発めぐる裁判例を整理したうえで、「原子力発電の安全性・自然環境への影響に対する不安がある中で、原発開発側の対応は、安全性のみを強調するものとなっている。計画段階での徹底した環境調査が行わ

れなければならないにもかかわらず、原発計画に都合の悪いデータは無視するか過小評価するという姿勢が窺われる。」と指摘したことがある<sup>(4)</sup>。このような危惧が今回の福島原発事故においてもそのまま顕在化したような印象を受けている。

本稿は、今回の福島原発事故による放射能汚染について、「原子力事業者の損害賠償義務に関する法律」（昭和36・6・17法律147号）（以下、原賠法と略す）にもとづく原子力事業者と政府の責任関係、被災者の生命・身体・財産に対する被害、農林漁業被害、その他の産業に対する被害等に対する責任を検討することを目的とする<sup>(5)</sup>。

<注>

- (1) 経団連の米倉弘昌会長は4月7日「原賠法の目的は被災者救済と原子力発電事業の発展だ。東電は（大型の地震と津波による）被災者の側面もあり、政府が東電を加害者扱いばかりするのはいかがか」と指摘。国は東電の賠償支払いを最大限支援するか、「異常に巨大な天災地変」の場合に限られる免責規定を初適用するなどして、東電の経営を支えるべきだとの考えを強調した（毎日新聞4月8日）。また、全国銀行協会の奥正之会長（三井住友フィナンシャルグループ会長）は、4月14日の記者会見で、東京電力の福島第1原発事故で見込まれる巨額の損害賠償について「本件は（免責の対象となる）異常に巨大な天災地変に当たると考える余地は十分にある」と指摘。「政府の関与が必要だ」と述べた（山陽新聞ニュース4月14日）。さらに、東京電力の清水正孝社長は4月28日、福島第1原発事故の被害補償に関し、巨大災害の場合は電力会社の責任を免除する原子力損害賠償法の規定について「私どもとして、そういう理解があり得ると考えている」と述べ、東日本大震災による大津波が免責理由に該当する可能性があるとの認識を表明した。
- (2) 朝日新聞4月30日朝刊1頁。
- (3) 東京電力は8月30日に「福島第一・二原発事故の主な損害項目における賠償基準」を公表した（毎日新聞8月31日朝刊1頁、朝日新聞9月1日朝刊1頁など参照）。他方、政府は、10月8日、放射性物質の除染や廃棄物処理について、第1義的には原子力事業者が責任を負うが、原子力政策を推進した国の責任において対策を講ずることを基本方針案に明記した（朝日新聞10月9日参照）。
- (4) 中山充＝横山信二編『地域から考える環境法』（嵯峨野書院、2005年）229頁参照。
- (5) 筆者の立場を述べておくと、筆者の実家が青森県七戸町にあり、六ヶ所村の核廃棄物貯蔵・再処理施設問題、原子力船むつ問題などを以前から身近に感じてきた。もし、

原子力発電所を設置するのであれば、その前に原子炉本体だけでなく、電源、送水管など重大な事故に繋がりがねない全ての施設・設備について、何重にも何重にも倒壊、破損、亀裂その他の装備を万全にして、そのうえで原子力発電所を稼動すべきであると考えている。

## 二 原子力損害賠償法における責任

### 1 原子力損害賠償制度の概要

前述のように、原子力事故によって生じた損害賠償責任については、原賠法が規定している。その概要は、第 1 章の総則において、目的と定義規定を置く。第 2 章の原子力損害賠償責任において、原子力事業者の無過失責任と原子力事業者への責任の集中、損害が第三者の故意による場合の求償権を定める。第 3 章において、原子力事業者の損害賠償措置としての保険・補償契約の締結と供託について定める。第 4 章では、国の措置として、原子力事業者の損害賠償責任を支援する規定を置く。第 5 章は、原子力損害の紛争に関する和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争審査会について定める。

### 2 原賠法 3 条の規定

原子力事故の責任について、原賠法 3 条（無過失責任、責任の集中等）は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」と定める。

#### (1) 責任の主体

第 3 条は「当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその責任を負う。」と定め、原子力損害については、原子力事業者が第 1 義的責任を負うことを明確に規定する。被害者に対する法的責任は国ではなく、原子力事業者に集中する（同法 4 条 1 項）。この原子力事業者の損害賠償措置として、保険契

約の締結、補償契約の締結及び供託が規定されている（同法7条～11条）。すなわち、原子力事業者は損害賠償措置を講じない限り原子炉を運転することができない（6条）。損害賠償措置の内容としては、地震・津波等を原因とする原子力損害を補償する政府補償契約とそれ以外の原子力損害を賠償する民間保険契約があり、いずれも原子力事業者が支払責任を負う（責任の集中）。社会的動乱や異常に巨大な天災地変の場合は、原子力事業者の責任が免責され、政府が必要な措置を講ずる（17条）。

## （2）原子力事業者の責任

同3条1項は、「当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」（下線筆者）と定め、原子力事業者の故意又は過失を必要としていない。いわゆる無過失責任を規定したものである。また、原子力事業者の責任は無<sup>限</sup>責任である。

国の対応との関係について、原子力事業者の責任が損害賠償措置の額を超えるときは、国が必要な援助をすることとしている（16条及び17条）

## （3）国の安全基準との関係

原子力事業者は、政府の認可を受け政府の行う安全基準に従わなければならない。国の安全基準を満たしているかどうかは、原子力事業者の国に対する行政責任の問題となる。仮に国の基準に違反している場合には、立入検査や改善命令が行われ、責任者が処分されるなどの責任が事業者側に対して発生するのであり、国の安全基準を充たしているということと、住民に対する民事責任は、当事者も責任内容も異なる別問題である。したがって、事業者の責任は、被害者に対する関係では、国の安全基準に違背していないことをもって免責されるわけではない。一般の製造物責任の例をみれば明らかである。ましてや、事業者が無過失責任を負っている場合には、事業者の責任が免責される余地がきわめて少ないのは当然のことであろう。

## 3 「異常に巨大な天災地変」とは

## (1) 法 3 条の構造

法 3 条ただし書は、「ただし、その損害が異常に巨大な天災地変によって生じたものであるときは、この限りではない。」(下線筆者)と定め、一定の場合に原子力事業者が免責されることを規定している。どのような場合に免責されるかが問題となる。原賠法の立法過程では、以下のような見解が示されている。

- ① 関東大震災を相当程度 (約 3 倍以上) 上回る場合<sup>(6)</sup>
- ② 現在の技術をもってしては、経済性を全く無視しない限り、防止措置をとりえないような、極めて限られた「異常かつ巨大」な場合<sup>(7)</sup>
- ③ 歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災等の場合 (責任制限、保険条件、国家補償を含む損害賠償制度全体および地理的条件などの関連において総合的に検討される)<sup>(8)</sup>

## (2) 免責の基準

今回の津波は、関東大震災と比較し、「異常に巨大な天災地変」にあたるかどうかの判断材料とされている。原賠法の立案担当者らの国会答弁では、関東大震災の 3 倍以上が「異常に巨大な天災地変」にあるとされた。その比較の基準は、震災全体のエネルギーの強さ、死者・行方不明者数、家屋倒壊数、被害全体か当該個所の被害かのいずれかで異なる。

今回の東日本大震災については、一般論として「異常に巨大な天災地変」にあたるとする見解<sup>(9)</sup>と、「巨大な天災地変」ではあるが「異常に巨大な天災地変」に当たらないとする見解<sup>(10)</sup>に分かれる。

第 1 に、関東大震災と比較する場合において、被災範囲との関係で死者数や家屋倒壊数を比較すべきである。東日本大震災では、被害地域は広範囲にわたり、死者数は (死者約 1 万 6 千人、行方不明約 4 千人弱) 関東大震災の約 5 分の 1 で、家屋倒壊数 (全壊約 11 万 8 千戸) は関東大震災 (約 10 万 9 千戸) より若干多い。被災範囲をどのように評価するかが問題となる。

第 2 は、法 3 条ただし書が規定する「異常に巨大な天災地変」は、無過失

責任を負う原子力事業者の責任を免責する条項であり、過失責任よりも責任が軽減されることを予定していない。したがって、問題は、当該原子力発電所においてどうであったかである。仮に、広範囲な大震災全体が異常に巨大な天災地変であるからとって、当該福島原発事故が直ちに原賠法3条ただし書の「異常に巨大な天災地変」に当たるとは限らない。

原則は、無過失責任であるから、原子力事業者に過失がある場合、または適切に対応していればそのような損害を防ぐことができた場合にまで免責するという趣旨ではないと考える。そして、ただし書きは、一般的に厳格に解釈されるというのが従来<sup>11)</sup>の法律論である。

原子力損害を防ぐことができた場合にまで免責しない趣旨であるとする<sup>12)</sup>と、どんなに注意しても防ぐことができなかったケースであることを当該原子力事業者が立証しなければならない。このような深刻な事態において、第1の当事者がそのような立証をせずに漫然と本法第3条による免責の余地があると主張するのならば、それは、緊張感のない責任回避姿勢の現れとしかうつつらないであろう。

### （3）地震・津波による不可抗力との関係

不可抗力という用語が地震等の場合に用いられることがある。不可抗力は、どんなに注意を尽くしても人間の力では防ぐことができないような場合をいう<sup>11)</sup>。したがって、震度3程度の地震で建物が倒壊しても、その建物の売主は責任を免れない。震度3ないし5程度の地震が起こることは予想されることであり、これに対する回避義務が課されている。この回避義務を履行しない場合には過失があり、不法行為責任・債務不履行責任の損害賠償問題において、地震によって起こったことは免責事由にならないことになる<sup>12)</sup>。すなわち、福島第1原子力発電所の水素爆発は防ぐことができたかどうか<sup>13)</sup>が問題であり、これを防ぐことができたとすれば必ずしも不可抗力とはいえないことになる。

さらに、この不可抗力と「異常に巨大な天災地変」は異なる。後者は、地

震や津波の中でも関東大震災の 3 倍～5 倍以上の天災地変を「異常に巨大な」と限定していることから、適正に設置された当該原子炉自体が当該津波の直撃によって、原子炉ごと破壊されたような場合でなければ該当する余地はないのではなからうか。今回の事故は、津波の直撃ではなく、防波堤を越えた海水の浸水により、非常用冷却水循環用のディーゼル発電機が失われ、かつ、そのポンプが冠水したことにより起動できなくなったことが原因であるとされている<sup>(13)</sup>。以上から、今回の福島原発事故は、そもそも不可抗力といえないのではないかとの疑問があるのであり、不可抗力をさらに超える「異常に巨大な天災地変」(超不可抗力)には該当しないと考える<sup>(14)</sup>。

#### (4) 電力事業者と政府の責任

以上から、現行の原賠法を前提とすると、東京電力が第 1 義的責任を負うことになるが、だからといって政府が責任を負わないという趣旨ではない。従来 of 公的機関の対応(許認可業務など)に見られたように、何事も責任は政府任せということであってはならない。実際の原子力発電業務は第 1 戦の原子力事業者が担当しているのであり、その経営者に怠慢や驕りがあってはならないということである。

これに対して、現行の原賠法は、法 16 条および 17 条で明記されているように、政府の責任が補充的規定となっている。この点で政府の責任が消極的で、かつ、不明確であるとの批判がある。確かに、政府は国策として原子力事業を推進してきたのであり、国民及び住民に対して、その安全性を担保してきたことができる。政府が国策として推進してきたことに対する政治責任に加え、政府の安全管理等に問題がある場合には法的責任も負担することになり、その場合には、原子力事業者と国の共同不法行為責任が発生することになる<sup>(15)</sup>。

<注>

(6) 我妻栄ほか「座談会・原子力災害補償をめぐる」ジュリスト 236 号 16 頁(井上発言)。

(7) 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリスト 236 号 29 頁参照。

- (8) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度（改訂版）』55頁（通商産業研究社1991年）。
- (9) 異常に巨大な天災地変に該当するという見解として、(1)にあげたほか、高木新二郎弁護士は、「今回の事故が原子力損害賠償法第3条ただし書きの「異常に巨大な天災地変」によるものでないと、政府が認定したのは誤りだ。政府の安全基準にのってつぐられ、定期検査もパスしている原発が被災したのだから、想定外の災害だったのは明らかだ。その責任を一企業に負わせていいのか。『東電憎し』の感情論ではなく、理性的に考える必要がある。」とする（朝日新聞7月14日7頁）。さらに、森脇昭夫教授は「エネルギーの強さで言えば、関東大震災のM7・9の約四〇倍に相当するということであり」、「最大10メートル以下の津波を想定していたところ、14メートルを超える高さの津波が防波堤を超えて押し寄せた」。今回の大震災は、事業者の損害賠償の免責事由である異常に巨大な天災地変にあたると考えているとする（森脇昭夫「原子力事故の被害救済（1）－損害賠償と補償」時の法令1882号41頁、同「政府に原子力被害救済の責任がある」中央公論2011年7月号134頁参照）。
- (10) 異常に巨大な天災地変について、過去の国会答弁では、関東大震災の3倍以上と述べられており、関東大震災は巨大ではあっても異常に巨大なものとはいえないと解している。また、原賠法3条について、政府は「隕石（いんせき）の落下や戦争などを想定したもの」（文部科学省幹部）であり、例外規定は適用しない方針であると述べている。
- その他、異常に巨大な天災地変に該当しないとする見解として、只野靖弁護士は「今回の事故が原子力損害賠償法第3条ただし書きの「異常に巨大な天災地変」にあたるとして、東電を免責すべきだとの主張がある。だが、それは間違いだ。地震研究から今回の津波被害は予想できたし、冷却電源を失う危険性は繰り返し指摘されてきた。それを放置してきた国や東電の責任は極めて重い。原賠法は天災地変で事業者が免責された場合、国が責任を持って賠償すると規定されていない。被害者保護の観点からも免責には問題がある。」とする（朝日新聞7月14日7頁）。その他、異常に巨大な天災地変にあたらぬとするものとして、森田章「原子力損害賠償法上の無限責任」NBL956号23頁（2011年）、亀井敬史「福島第一原発事故後の予想－トリウム原子力に対する期待」時の法令1880号41頁、小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法律時報83巻9・10号55頁、大塚直「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」法律時報83巻11号48頁、小倉秀夫ほか編『震災の法律相談』94頁（学陽書房、2011年）などがある。
- (11) 不可抗力は、過失、因果関係、責任の存否の判断基準として用いられてきた。無過失責任のもとでは予見可能性、結果回避義務との関係は問題とならないのではなからうか。不可抗力については、加藤一郎「『不可抗力』について」法学教室1号54頁

(1980 年)などを参照。

- (12) たとえば瀬戸内海の芸予地震で屋根瓦が隣のカーポートに落下した場合、震度 3 ないし 4 程度の地震では免責事由にならない。地震が起こることは防ぐことはできないが、屋根瓦が落下しないように措置を講ずることは当然の義務である。したがって、地震との因果関係があっても、当該損害の回避が可能であれば免責されない。ここでの問題は地震と因果関係があるかどうかではなく、十分な損害回避措置を講じていたかどうかである。
- (13) 亀井敬史「福島第一原発事故後の予想—トリウム原子力に対する期待」時の法令 1880 号 44 頁参照。
- (14) 東日本大震災の最も被害が大きい地域にある女川（おながわ）原発では放射能漏れを起こしていない。今回の福島原発よりも南側に位置する東海原発でも放射能漏れはない。他の原子力発電所では、地震時に原発を停止し、外部電力等によって回復している例もある。福島原発における外部電力などの設置・管理体制はどうなっていたのか。使用済み燃料棒の管理がずさんであり、これが水素爆発の原因であったともいわれている。また、福島原発の震度は 6 で、原子炉自体は津波の直撃は受けていない。津波で進入した浸水で電源を喪失したといわれている。仮に、異常に巨大な天災地変が起きたとしても、被災地から最も遠い地点に位置する、老朽化し管理ミスのある原発から放射能漏れがあり損害が発生した場合、異常に巨大な天災地変を理由に必ずしも免責されるわけではない。
- (15) 大塚・前掲法律時報 83 卷 11 号 50 頁参照。

### 三 責任の範囲

#### 1 放射能汚染による被害

今回のような大地震や大津波を原因とする被害は、不可抗力であり、そのための保険等がない限り、被害は法的には当然には救済されない。したがって、これらの地震や津波を原因とする被害と、本稿のような、原子力事業者による無過失責任の対象となる放射能汚染による被害は、区分されることになる<sup>(16)</sup>。

原子力損害賠償法による原子力事業者は、後者の責任を負う。たとえば、放射能汚染された農産物・畜産物・水産物、放射能汚染によって生じた疾病

（甲状腺がん等）、放射能汚染によって営業・労働・活動できなかった損害、放射能汚染によって使用することができなくなった土地・建物・その他の財産などである。

また、忘れてはならないのは、汚染水や汚染物質の除去は当然に原子力事業者の責任となるが、汚染水を海洋に放流したことによる結果責任のみではなく、海洋汚染に対する浄化義務や浄化施設措置義務等も問題となりうる<sup>(17)</sup>。

現行の原賠法によると、原子力事業者が第1義的責任を負い、原子力事業者の損害賠償措置を超える場合や「異常に巨大な天災地変」の場合は、国が損害賠償等の支援や措置を行うこととなっている<sup>(18)</sup>。

## 2 放射能汚染による風評被害<sup>(19)</sup>

### （1）裁判例

#### 【1】富山地高岡支判昭和56・5・18判例時報1012号21頁

〔事案〕富山県氷見・魚津海域が水銀汚染調査区域に指定され、氷見産を表示する加工製品が取引停止、返品の状態に遭ったため、魚介類の仕入れ・加工・販売を業とするXは、同海域に流入する小矢部川に工場を設置するYに対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

〔判旨〕Xに損害が生じたとしても、その損害とYの排水行為との間には相当因果関係は認め難い。

#### 【2】名古屋地判昭和57・1・22判例時報1046号93頁

〔事案〕鮮魚類の販売業を営むXは、魚介類の水銀汚染が問題となったため、水銀分析を行い、その結果を公表して販売していたところ、Y県がその分析方法に信頼性がないと評したので、Y県に対して、名誉毀損等を理由に損害賠償を請求した。

〔判旨〕Yの行為は名誉毀損に足る行為であるが、Yの論評の目的及び対象が公益に関するものであり、そのように信ずるにつき相当の理由があったのであり、免責される。

#### 【3】名古屋高金沢支判平成元・5・17判例時報1322号99頁

〔事案〕 Y 原子力発電所から放射能漏れ事故が発生し、魚介類の汚染が報道され、魚介類の入荷拒否等が生じたため、魚介類の仲介業を営む X は、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

〔判旨〕 放射性物質の漏出が微量で魚介類に汚染はなかった。敦賀湾域産ということで売り上げが減少し魚介類関連業者との損害の間には因果関係は肯定されるが、汚染海域産以外の海産物（金沢産）の売り上げの減少との間には相当因果関係は認められない。

【4】水戸地判平成 15・6・24 判例時報 1830 号 103 頁

〔事案〕 水産物加工業者 X は、東海村原子力関連施設において臨界事故（JCO 事故）が発生し補償仮払金（918 万円余）を受領した後、風評による取引拒絶などがあり損害が発生したとして Y に損害賠償を請求した。Y は、X に仮払金返還の反訴請求をした。

〔判旨〕 X 主張のような事実を裏付ける証拠はなく、本件事故との相当因果関係を認めることはできない。Y の請求（918 万円余の返還請求）を認容。

【5】東京地判平成 16・9・27 判例時報 1876 号 34 頁

〔事案〕 X 会社は平成 9 年から宅地を造成し、平成 12 年から販売を予定していたが、平成 11 年 9 月に Y 会社の原子力関連施設において臨界事故（JCO 事故）が発生し、予定価格で販売することができなくなったとして損害賠償を請求した。

〔判旨〕 人身損害のほかに経済的損害も損害に含まれるが、本件臨界事故と宅地造成中の販売予定の宅地価格下落について相当因果関係は認められない。

【6】東京高判平成 17・9・21 判例時報 1914 号 95 頁

〔事案〕 前掲【5】の控訴審である。

〔判旨〕 本件土地の価格は一定割合の下落があったがその後回復しており、臨海事故により土地の下落損害があったとまで認めることができない。

【7】東京地判平成18・1・26判例時報1951号95頁

〔事案〕パチンコ店を営するYは、Xの原子力関連施設において臨界事故（JCO事故）が発生し、売上高が減少（請求は1億1千701万円余）したことを理由に5850万円余の補償金を受領した。Xは、精査の結果、Y対する不法行為は認められないとして補償金の返還を請求した。

〔判旨〕事故後に売上げは減少したが、この減少が本件事故に起因するものとする根拠に欠け、相当因果関係を認めることはできない。X（原子力事業者）による5850万円余の返還請求を認容。

【8】東京地判平成18・2・27判例タイムズ1207号116頁

〔事案〕Yの操業する原子力関連施設において臨界事故（JCO事故）が発生し、新聞等で大きく報道され茨城県産の納豆商品につき悪い風評が全国的に広がり、納豆製造販売業者Xの売上げが減少した。Xは仮払金（2億7千万円余）を受領していたが実損額との差額を賠償請求した。Yは、仮払金の返還について反訴請求した。

〔判旨〕本件臨界事故と売上高減少は一定限度において相当因果関係にある。しかし、その損失は事故後2ヶ月間に得られた売上高と認めるのが相当である。その損失額は1億6千万円余であるとして、Yの反訴請求を一部（1億960万円余の返還請求）認容した。

【9】東京地判平成18・4・19判例時報1960号64頁

〔事案〕Yの操業する原子力関連施設において臨界事故（JCO事故）が発生し、新聞等で大きく報道され茨城県産の納豆商品につき悪い風評が全国的に広がり、納豆製造販売業者X（【8】事件と別業者）の売上げが減少した。Xは仮払金（2億1千万円余）を受領していたが賠償請求した。Yは、仮払金の返還について反訴請求した。

〔判旨〕本件臨界事故と売上高減少は一定限度において相当因果関係にある。しかし、その損失は事故後2ヶ月間に得られた売上高と認めるのが相当である。その損失額は1億7千万円余であるとして、Yの反訴請求を一

部 (3112 万円余の返還請求) 認容した。

【10】 横浜地判平成 18・7・27 判例時報 1976 号 85 頁

〔事案〕 Y 会社の工場で排気物焼却炉の排ガス洗浄施設の排水管が雨水管に誤接続されダイオキシン類が相模湾に排出されたという事故がテレビ・新聞等によって報道され、観光地引網の予約キャンセル、しらす等の販売額の減少などが生じたとして X 有限会社ほか 3 名が不法行為に基づく損害賠償を請求した。Y は、地元の各漁協と補償契約を締結し 6300 万円の補償金を支払ったので、原告らとの紛争は解決済みと主張。

〔判旨〕 Y 会社には本件誤接続について工作物の管理責任があり、X らの営業損害との間には相当因果関係があると認められる。4 原告への 361 万円余、126 万円余、58 万円余、18 万円余の損害賠償の支払いを認めた。

【11】 水戸地判平成 20・2・27 判例タイムズ 1285 号 201 頁

〔事案〕 Y 原子力関連施設において臨界事故 (JCO 事故) が発生し、事故現場から 130 メートル離れた自営業所で被爆したと主張する X らが、主位的に不法行為に基づき、予備的に原賠法 3 条に基づき治療費、休業損害などの損害賠償を請求した。

〔判旨〕 本件事故と相当因果関係にある場合には、民法の特則である原賠法 3 条によって賠償を求めることができるが、民法上の不法行為によって賠償を求めることはできない。本件事故との相当因果関係は高度の蓋然性の証明で足りるが、本件事故と健康被害との関係を是認しうる高度の蓋然性の証明はない。

【12】 東京高判平成 21・5・14 判例時報 2066 号 53 頁

〔事案〕 前掲【11】の控訴審である。

〔判旨〕 X らの健康被害と本件事故との相当因果関係は認められず、X らが本件事故により健康状態が悪化したことについての高度の蓋然性に関する証明も不十分である。

(2) 裁判例の特徴

前述の裁判例を整理すると、1999年9月30日に発生した原子力関連施設における臨界事故に関する裁判例は、【4】【5】【6】【7】【9】【11】【12】である。

本件事故と損害との間に相当因果関係がある場合にのみ原賠法3条の責任が肯定されることが複数の裁判例によって確認されている。

風評損害について【8】【9】【10】は肯定したが、それ以外の裁判例は否定している。

裁判例【4】【7】【8】【9】では、原子力事業者からいったん仮払金が支払われているが、これを争うと全額返還請求の反訴が提起され、裁判所の判決では損害額が仮払金よりも減額され、仮払金を受領した方が多額の返還義務を負うという異常な事例がみられる。裁判所の判決よりも多額の仮払金が支払われるということ（その制度）、いったん争うと全額返還の反訴が提起されること、裁判所が仮払金よりも厳格な損害賠償額を認定する傾向にあること、不法行為が成立しない場合は全額・不法行為が成立する場合でも損害賠償額の厳格な認定により多額の返還義務を負担すること、このような実態をどのように評価すべきであろうか。

損害賠償は、原賠法3条と不法行為・名誉毀損・土地工作物責任などを根拠として、主位的請求と予備的請求に分けて請求されている。裁判例【11】は、原子力損害については、特則である原賠法のみが適用され、民法の不法行為は適用されないとの見解を提示している。

以上のような裁判例は、今後の上級審判決を通して明確な法理が確立していくことが期待される。

### （3）福島原発事故における損害賠償等の範囲に関する指針

#### i 東京電力の損害賠償基準

文部科学省に設置されている原子力損害賠償紛争審査会は、4月28日に「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」を公表し、5月31日に「同第二次指針」を

公表し、6月20日に「同第二次指針追補」を公表している。また、東京電力は、8月30日「福島第一・二原発事故の主な損害項目における賠償基準」を公表した<sup>(20)</sup>。

東京電力から示された損害項目は、以下のとおりである。

A 政府による避難等の指示等に係る損害について

- ①避難費用・帰宅費用・一時立入費用、②生命・身体的損害、③就労不能等に伴う損害、④避難生活等による精神的損害、⑤検査費用(人)、⑥検査費用(物)、⑦財物価値の喪失又は減少等、⑧営業損害(法人・個人事業主(林業者を含む))、⑨営業損害(農業)、⑩営業損害(漁業)

B 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

- ①営業損害、②就労不能等に伴う損害

C 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について

- ①営業損害(農林業)、②営業損害(漁業)、営業損害(加工・流通業)

D いわゆる風評損害について

- ①農林漁業の風評損害、②農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評損害、  
③観光業の風評損害、④製造業、サービス業等の風評損害、⑤輸出に係る風評損害

E いわゆる間接損害について

- ①営業損害、②就労不能等に伴う損害

F 放射線被爆による損害について

G その他

地方公共団体等の財産的損害等

以上の損害について、被災者が賠償請求するには、福島原子力発電所事故

と相当因果関係にある損害であり、かつ、その損害を証明する必要があるとされている<sup>(21)</sup>。

ii 放射性物質の除染・汚染廃棄物処理の基本方針

政府が10月8日に公表した放射性物質の除染や廃棄物処理の基本方針は、2012年1月に本格施行される放射性物質汚染対策措置法に基づいて策定したものである。この方針案では、汚染の第1義的な責任は原子力事業者（東京電力）が負うとしつつ、原子力を推進した国の責任で対策を講ずると明記している<sup>(22)</sup>。

その内容は、①追加被曝線量が高い「除染特別地域」は、国が除染を実施し、一部地域を除いて2014年まで完了させる。それ以外の地域は、原則として、市町村が除染をする。②水道や下水道施設等から生じる汚泥や焼却灰は排出された都道府県内で処理をする。③中間貯蔵施設や最終処分場の確保は、国が責任を持つ。廃棄物や土壌が大量に発生した都道府県には中間貯蔵施設を設置するなどである。

以上、放射性物質の除染や廃棄物処理についても、国が責任を持つことになっているが、第1義的責任は原子力事業者であり、前述の原子力損害賠償法16条の規定に合致するものである。国が責任を持って除染や汚染廃棄物処理にあたることは、被災者や関係者にとって重要なことであり、歓迎されるべきである。被災者の救済や損害の除去・予防が最優先であることはいうまでもないからである。このことと原子力事業者の第1義的責任の具体的な処理内容が、今後は明確にされなければならない<sup>(23)</sup>。

<注>

(16) 小林寛「放射性物質の漏出による海洋汚染に対する法的対応」法律時報83巻7号56頁参照。

(17) 小林寛・前掲論文52頁参照。

(18) 原賠償責任と不法行為責任の関係については、斉藤創＝豊永晋輔「原子力事業者の損害賠償責任」ビジネス法務11巻7号61頁（2011年）参照。

(19) 升井純『風評被害・経済的損害の法理と実務』145頁（民事法研究会・2009年）、山上芳和＝藤井圭子＝笹岡優隆＝本田論「原発事故と風評被害—被害者早期救済の観

- 点から」NBL957 号 24 頁 (2011 年)。
- (20) 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」、同「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」、同「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」を」参照。
- (21) 原賠法責任は、共同不法行為責任と同じように被害者保護の趣旨を含むから、自然力が競合した場合も、因果関係にある範囲で全部責任を負う。ただし、因果関係の証明責任については、被害者の負担を軽減すべきである。
- (22) 朝日新聞 2011 年 10 月 9 日参照。
- (23) 具体的な処理内容として、①会社更生法手続による法的整理を行う、②東電を国有化する、③「発送電分離」をして民間に売却するなどの見解が提示されている。いずれも国が東電とともに責任を負うという前提であり、国民負担の軽減を考慮しようとする提案である。法的整理については、後に東電が人的・経済的に徹底した責任を果たすこと、引受会社が電力の供給を継続すること、引受会社がない場合は国有化し一定条件が整うまで電力を供給することが必要である。

#### 四 むすび

多くの原子力事業会社における現場の担当者は、危険と隣りあわせで、緊張感をもって堅実に職務を遂行しておられるものと思われる。しかし、原子力事業会社の経営者は、常に危機感と緊張感をもち、現場において危険が現実化しないように幾重にも対策を講じ万全を尽くさなければならないのであって、当該損害について明確な立証もなく免責を主張するということがあってはならない。原子力発電所の運転は、人知の及ぶ限り全ての対策を尽くして、はじめて操業すべきである。途中で、必要な対策が生じた場合には、原子力発電を停止して、この対策を尽くしてから、再開すべきである。いずれにしても、今回の原発事故を踏まえた、新たな長期的電力供給計画の早期策定が必要である。また、これまで原発の推進を迫認してきた司法(裁判所)が今後どのような役割を果たすのか注目される。

<参考文献>

- 加藤一郎「原子力災害補償立法上の問題」ジュリスト 190 号 14 頁（1959 年）。
- 我妻栄「原子力二法の構想と問題点」ジュリスト 236 号 6 頁（1961 年）。
- 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリスト 236 号 29 頁（1961 年）。
- 星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案」ジュリスト 236 号 40 頁（1961 年）。
- 吉田照雄「原子力損害賠償責任保険の諸問題」ジュリスト 236 号 50 頁（1961 年）。
- 一柳勝吾「残された問題—原子力産業労働者の放射線障害について」ジュリスト 236 号 56 頁（1961 年）。
- 中尾舜一「原子力損害賠償関係二法の改正」時の法令 771 号 1 頁（1971 年）。
- 下山俊次「原子力」山本草二ほか『未来社会と法』413 頁（筑摩書房、1976 年）
- 植田秀史「原子力損害賠償制度の充実」時の法令 1063 号 5 頁（1980 年）。
- 内田邦夫「原子力損害の賠償に関する法律の一部改正」ジュリスト 696 号 86 頁（1979 年）。
- 保木本一郎『原子力と法』（日本評論社、1988 年）。
- 中山充＝横山信二編『地域から考える環境法』229 頁（嵯峨野書院、2005 年）。
- 升井純『風評被害・経済的損害の法理と実務』（民事法研究会・2009 年）。
- 弁護士法人淀屋橋・山上合同編『震災の法律相談 Q & A』93 頁（民事法研究会、2011 年）。
- 小倉秀夫ほか編『震災の法律相談』94 頁（学陽書房、2011 年）。
- 斉藤剛＝豊永晋輔「原子力事業者の損害賠償責任」ビジネス法務 11 巻 7 号 60 頁（2011 年）。
- 小林寛「放射性物質の漏出による海洋汚染に対する法的対応」法律時報 83 巻 7 号 51 頁（2011 年）。
- 野村豊弘「原子力事故による損害賠償の仕組みと福島第一原発事故」ジュリスト 1427 号 118 頁（2011 年）。
- 亀井敬史「福島第一原発事故後の予想—トリウム原子力に対する期待」時の法令 1880 号 41 頁（2011 年）。
- 森嶋昭夫「原子力事故の被害救済（1）～（3）—損害賠償と補償」時の法令 1882 号 39 頁、1884 号 34 頁、1885 号 35 頁、同「政府に原子力被害救済の責任がある」中央公論 2011 年 7 月号 134 頁（2011 年）。
- 森田章「原子力損害賠償法上の無限責任」NBL956 号 23 頁（2011 年）。
- 山口利明「原発事故にみる東電の安全体制整備義務—有事の情報開示から考える」NBL956 号 28 頁（2011 年）。
- 山上芳和＝藤井圭子＝笹岡優隆＝本田論「原発事故と風評被害—被害者早期救済の観点から」NBL957 号 24 頁（2011 年）。

小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法律時報 83 卷 9・10 号 55 頁 (2011 年)。

池村正道「原子力法制とその整理」法律のひろば 74 卷 9 行 36 頁 (2011 年)。

大塚直「福島第一原子力発電所事故により損害賠償」法律時報 83 卷 11 号 48 頁 (2011 年)。

原子力損害賠償実務研究会編『原子力損害賠償の実務』(民事法研究会、2011 年)。

(2011 年 10 月 24 日脱稿)